

平成16年12月7日教育研究評議会議事要旨

本部棟大会議室

午後3時30分～4時50分

- 議長 佐々木総長
小宮山，桐野，渡辺，林，藤井各評議員（理事）
古田，石川両評議員（副学長）
高橋（宏），高橋（進），清水，平尾，田中（知），松本，稲上，岸本，中地，
岡村，和達，會田，長澤，鈴木（和），神野，和田，伊藤，浅島，兵頭，山本（泰），
佐藤，武藤，金子，海老塚，柴崎，杉山，薩摩，桂，河野，磯部，花田，武市，
山本（雅），山下代大久保，田中（明），仁田，西尾，石上，宮島代渡邊，鈴木（洋），
上田，小池，橋本各評議員
岡本大学総合教育研究センター長
佐久間広報委員長
池上，上杉各理事
石黒監事
石堂，竹原各副理事
- 本部 弦本企画調整役，坂口，出澤，森，竹田，岡田各部長
西山，苔米地，平野，我妻，宮田，井上，中野，米谷各課長

前回配付の平成16年9月21日教育研究評議会議事要旨は，原案どおり承認され，本日配付の平成16年10月26日教育研究評議会議事要旨は，次回に確認することとなった。

なお，総長から，議題の22について，各評議員の関係資料閲覧のため，特別栄誉教授規程運用要項に基づく，特別栄誉教授候補者の審査について，教育研究評議会に審査を付託すること，また，その表決を本で行いたい旨予め諮り，異議なく了承された。

1 学内外情勢について（資料2）

総長から，前回教育研究評議会以降の学内外情勢について資料2のとおり報告があった。

2 寄附金及び寄附物品の受納について（資料3，4）

総長から，平成16年度9月分及び10月分について資料3及び資料4のとおり報告があった。

3 東京大学学部通則の一部改正について（資料5）

古田副学長から，新潟県中越地震により実家が被災し，経済的に困難な状況にある学生に対し配慮するため，緊急かつ相当の事由による場合の授業料免除制度を新たに設け，かつ，同制度により授業料免除を許可された学生の既納の授業料について返還可能にすることに伴い，所要の改正を行うものである旨説明があった。

なお，この制度の運用に関し，緊急かつ相当の事由については，当分の間，今回のような大規模な自然災害に限定することとし，その他に適用の範囲を広げる場合については，部局長等の会議及び教育研究評議会に諮議を行うこととしたい旨併せて説明があった。

次いで，総長から，本件について諮り，審議の結果，原案どおり承認された。

4 授業料の免除について

古田副学長から，人文社会系研究科修士課程の学生1名について，新潟県中越地震による本年度後期分の授業料免除の説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、承認された。

5 東京大学附属図書館長選考規則（案）について（資料6）

小宮山理事から、現在、附属図書館長選考内規は、附属図書館長の選考内規等に関する暫定措置を定める規則により、その施行を停止しているが、暫定措置規則が平成17年3月31日に失効すること及び法人化に伴い、選考内規を廃止して、新たな附属図書館長の選考制度に改めるため、この規則を制定するものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

6 東京大学附属図書館長の任期に関する暫定措置を定める規則（案）について（資料7）

小宮山理事から、次期総長の任期が4年であることに鑑み、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの附属図書館長の任期を3年から2年とする暫定措置を定めるため、この規則を制定するものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

7 東京大学奨学金返還免除候補者選考規程（案）について（資料8）

8 東京大学奨学金返還免除候補者選考委員会規則（案）について（資料9）

古田副学長から、標記2件について、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けている大学院学生のうち、奨学金返還免除の候補者選考及びその選考を行う委員会について必要な事項を定めるため、これらの規則を制定するものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり承認された。

9 東京大学ノウハウ取扱規則（案）について（資料10）

石川副学長から、本学の教職員等が案出したノウハウに関する基本的な取扱いについて定めるため、この規則を制定するものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

10 東京大学遺伝子組換え生物等の使用等実施規則（案）について（資料11）

小宮山理事から、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律その他関係法令の制定に伴い、組換えDNA実験実施規則を廃止し、新たな基準により実験実施の安全を確保するため、この規則を制定するものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

11 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について（資料12）

人事課長から、農学生命科学研究科及び公共政策学連携研究部では、既に導入している教員の任期制の対象となる教育研究組織の見直し、並びに先端科学技術研究センターでは、新たに教員の任期制を導入する教育研究組織を定めることに伴い、所要の改正を行うものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

12 東京大学研究支援経費取扱要領（案）について（資料13）

桐野理事から、主に民間企業等との共同研究契約又は受託研究契約及び国、地方公共団体又は独立

行政法人との委託研究契約による、間接経費又は一般管理費である研究支援経費の取扱いについて必要な事項を定めるため、この要領を制定するものである旨説明があった。

引き続き、総長から、第5条の研究支援経費の部局長への配分率については、当分の間、2分の1とし、当該配分率を変更する場合には、部局長等の会議の審議を経て、教育研究評議会に諮ることとする旨述べられた。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、経営協議会に付議することとした。

13 法人化後の学内予算配分に関する報告書の補足（案）について（資料14）

桐野理事から、「法人化後の学内予算配分に関する報告書」における原則に対して、昨年不明であった、特別教育研究経費、成果進行基準による会計処理及び経営努力認定の方式が明らかになったこと等に対して補足するものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、経営協議会に付議することとした。

14 財務上の部局の分類等について（資料15）

桐野理事から、法人化後極めて厳しくなることが予想される財務状況の中で、教育研究の環境を充実させるための効率的な大学運営を行う必要性により、来年度から各部局を財務上において分類するものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、経営協議会に付議することとした。

15 日仏共同博士課程日本コンソーシアムへの加盟について（資料16）

古田副学長から、博士課程に在籍する大学院学生の相互交流の促進を目的とした、日仏共同博士課程交流事業を実施する日本コンソーシアムへ、本学も加盟する旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

16 東京大学と国立台湾大学との間における学術協力に関する大学間協定について（資料17）

17 東京大学とベルリン・フンボルト大学との間における学術協力に関する大学間協定について（資料18）

小宮山理事から、国立台湾大学とは、部局間協定が締結され、交流が行われているが、より幅広い交流を行うため、大学間協定を締結するもの、また、ベルリン・フンボルト大学とは、更新時期の見直しによる文言の一部変更を行い、大学間協定を締結するものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

18 国際交流協定締結等について（資料19）

小宮山理事から、国際交流協定締結等について、資料19のとおり報告があり、了承された。

19 産業技術総合研究所との協定について（資料20）

小宮山理事から、本学と独立行政法人産業技術総合研究所が、新たな組織としての関係を明確にし、従来の連携・協力以上に、相互の研究開発能力及び人材等を活かした総合力を十全に発揮できる、円滑な交流の基盤を整備するため、新たに協定を締結するものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

20 寄付講座の設置について(資料21)

研究協力課長から、医学系研究科の「健康医科学創造」を平成17年1月1日から3年間設置する旨報告があった。

21 学生懲戒委員会委員(案)について(資料22)

古田副学長から、学生懲戒委員会委員について、学生懲戒処分規程第7条第4項に基づき、資料22のとおり説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、一部氏名の文字を修正することで承認された。

なお、古田副学長から、学生懲戒処分制度に関しては「現行懲戒処分制度について」(昭和56年2月24日評議会)から、前回の教育研究評議会において承認後、制定された学生懲戒処分規程に基づき、来年以降、新たな制度に移行する旨報告があり、了承された。

22 特別栄誉教授候補者の審査について(資料23, 24)

総長から、部局から推薦を受けた候補者のうち、審査を付託することにした4名の候補者の選考理由について述べられた後、表決の議決方法について諮り、了承された。

投票に先立ち、人事部長から、議決要件等について説明があり、次いで、総長から、議長としての表決権については、審査を付託している関係上行使しない旨の発言があり、投票が行われた。

開票は、法学政治学研究科長及び医科学研究所長の立ち会いの下に行われ、その結果について、総長から、審査を付託した特別栄誉教授候補者4名全員について、必要とされる出席者の3分の2以上の賛成が得られた旨報告があり、これを特別栄誉教授の教育研究評議会原案とし、役員会に付議することとした。